

○現場における監理（主任）技術者の専任等把握実施要領

平成16年10月1日訓令第37号

改正

平成19年9月28日訓令第20号

平成28年5月31日訓令第7号

現場における監理（主任）技術者の専任等把握実施要領

1 目的

町工事における適正な施工の確保及び不良不適格業者の排除徹底のため、建設業法（昭和24年法律第100号）及び設計図書に基づく監理（主任）技術者の専任及び施工体制の実態について把握する。

2 対象工事

工事請負金額が3,500万円（建築工事については7,000万円）以上の全工事を対象とする。

3 内容

項目		内容及び把握方法	時期等
監理（主任）技術者の専任	監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させ、写真により本人であることを把握するとともに、監理技術者資格者証の内容（氏名、所属建設業者等）を把握する。	【時期】着手前
	同一性の把握	配置予定技術者 ^{*1} 、通知された監理（主任）技術者 ^{*2} 及び監理技術者資格者証に記載されている技術者名が同一であるか把握する。	【時期】着手前
	常駐の把握	当該現場内に監督職員が立ち入り、監理（主任）技術者が常駐し専任体制が確保されているか現認する。	【時期】施工中 【頻度】おおむね 1回/月
施工体制の把握	施工体制台帳の把握	建設業法に基づき作成されている施工体制台帳の内容（下請契約書の添付の有無、一次下請契約書については下請契約金額の記入の有無）を把握する。	【時期】おおむね 1回/月
	施工体系図の把握	建設業法に基づき作成され、工事現場の見やすい場所に掲げられた施工体系図の内容を把握する。	【時期】おおむね 1回/月

※1 建設工事請負契約約款第10条に基づき作成された「現場代理人及び主任技術者等指名届」により通知された監理（主任）技術者

※2 建設工事請負契約約款第7条の2に基づき作成された「施工体制台帳」等

4 把握の記録

把握の結果については別紙「現場における監理（主任）技術者専任の把握表」に記載すること。

5 許可行政庁との連携

建設業法違反を疑うに足る事実については、許可行政庁に通知するとともに、発注者として厳正に処分する。

○是正措置の要求・工事の一時中止

○指名除外措置の対応、契約解除等

附 則（平成19年9月28日訓令第20号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日訓令第7号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

別紙（第4関係）

現場における監理（主任）技術者専任の把握表

○工事概要

（ 課）

工 事 名				
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日			
請負業者名				
請負代金	元請	千円	一次下請総額	千円
現場代理人				
監理（主任） 技 術 者				
主任監督員				

○監理技術者資格者証・同一性把握（工事着手前）

把握項目	把握内容	確認者	把握欄	所 見
監理技術者資格者証の把握	資格者証の保持			
	写真と同一人物			
	所属会社の確認			
同一性の把握	配属予定技術者と現場代理人及び主任技術者等指名届の同一性			

○工事施工中の監理（主任）技術者の常駐把握（おおむね月に1回把握）

把握日	把握欄	所 見	把握日	把握欄	所 見
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		

○ 施工体制台帳把握

把握日	把握欄	所見	把握日	把握欄	所見
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		

○ 施工体制図把握

把握日	把握欄	所見	把握日	把握欄	所見
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		

- 1 把握表の記載は、基本的に工事担当職員が行う。
- 2 把握欄には、専任状況等について把握した結果を、□(主管課長)、◎(課長補佐)、○(係長)、●(監督員)で記入する。
- 3 所見欄は、被疑又は不適切等について記載する。
- 4 施工体制台帳及び体系図の把握は、現場常駐の把握に併せおおむね月に1回程度把握を行う。